

木馬の会会則（個人・家族会員用）

第1条（総則）

本会則は、としまえん木馬の会（以下「本会」といいます。）の運営について定めたものです。

第2条（定義）

本会則における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 本会とは、入会することにより、西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」といいます。）が所有し、株式会社豊島園（以下「当社」といいます。）が運営する遊園地である「としまえん」（以下「本施設」といいます。）を1年間利用することができる資格が付与される会員組織をいいます。
- (2) 会員とは、本会則に基づき所定の手続きを行い、当社が本会への入会を承諾した個人をいいます。
- (3) 個人会員とは、会員のうち、所定の年会費を支払い、本施設の利用が認められた個人をいいます。
- (4) ファミリー会員とは、会員のうち、所定の年会費を支払い、本施設の利用が認められた2名以上の個人（保護者1名または2名および中学生以下のお子さまの組み合わせであり、以下、総称して「家族」といいます。）をいいます。
- (5) 本契約とは、会員が入会手続きを行い、当社が会員資格を付与したことにより成立した、会員・当社間の本会則に基づく本会への入会および本施設の利用契約をいいます。

第3条（本会運営の目的）

本会は、都市の中の貴重な自然および快適な遊戯施設を有する本施設で、会員が年間を通じて余暇を過ごすことにより、会員の生活に健康的な喜び・豊かな広がりを生み出す健全なレジャーを提供することを目的として運営します。

第4条（事務局）

本会の事務局（以下「事務局」といいます。）は当社内に設置し、詳細は次のとおりとします。

住所 : 東京都練馬区向山3-25-1
電話番号 : 03-3990-0884
担当 : 個人・家族会員担当

第5条（入会資格）

- 1 次の各号の条件をすべて満たす個人は、本会に入会する資格を有します。
 - (1) 本会則、施設利用規則、遊戯施設の利用制限規程等の当社の定める規則（以下「本会則等」といいます。）および本施設の係員（以下「係員」といいます。）の指示を遵守することに同意していること
 - (2) 暴力団、暴力団関係企業・団体およびこれに類する反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）の構成員またはその関係者（以下「反社構成員等」といいます。）ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと
 - (3) 刺青・タトゥー（シール類を含みます。）をしていないこと
 - (4) その他、会員資格を付与することが本施設の安全管理上または運営上不適当であると当社が判断する事項がないこと

- 2 身体または精神に障がいをお持ちであり、単独で遊戯施設、プール等を利用することができない個人は、単独で入会することができません。

第6条（入会手続き）

- 1 個人または家族の代表者（以下「入会希望者」といいます。）は、入会を希望するときは、所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に申込みを行うものとします。
- 2 入会希望者は、入会申込書を真正に記入するものとします。必要事項の記載がない場合、または記載事項に虚偽があることが判明した場合、当社は、この入会希望者の入会をお断りし、またはすでに付与した会員資格を取り消すことがあります。
- 3 入会希望者は、入会申込書に添えて、所定の年会費を事務局に直接支払うものとします。
- 4 当社は、前項の年会費を受領した後、入会申込書の記載事項を審査のうえ、入会希望者に対する会員資格付与の可否を決定します。
- 5 一度受領した年会費は、当社に責のある場合を除き、一切返還しません。

第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、申込日から1年間とします。

第8条（利用方法）

- 1 当社は、会員に対し、次の会員証を交付します。
 - (1) 個人会員については、登録した会員本人のみが使用することができる記名式の会員証（パーソナルカード）
 - (2) 家族会員については、登録した会員本人のみが使用することができる記名式の会員証（ファミリーカード）
- 2 会員証は、券面に記名された本人のみ使用することができます。
- 3 会員は、本施設への入園、園内の遊戯物・施設の利用およびプール（夏季のみ営業）の利用に際して、受付の係員に会員証を提示することにより、これらを行うことができます。ただし、当社が指定する遊戯物、飲食施設、物販店、アーケードゲーム、ゲームマシン、駐車場等は除きます。
- 4 会員は、会員証を利用日当日に持参しなかったときには、理由のいかんを問わず、会員資格に基づき本施設を利用することができません。

第9条（会員特典）

前条に定めるほか、会員は、次の特典を付与されます。会員は、これらの特典を利用するときは、会員本人が会員証を持参し、受付の係員に提示するものとします。

- (1) 当社が別途指定するレストランの飲食利用料金の10%相当額の割引（会員本人が飲食利用料の会計をしたときに限る。）
- (2) 1日券の300円割引（5名さままで。会員が同伴したときに限る。）
- (3) 中学生以上の会員本人に限り、「豊島園庭の湯」の入館料の300円割引（中学生未満のお子さまは、「豊島園庭の湯」を利用することができません。）。

第10条（定休日および臨時休園等）

- 1 当社が別に定めた定休日には、本施設をご利用いただくことができません。
- 2 本施設は、前項の定休日のほか、天候不順、天災地変等により、または工事、保守整備等により、臨時休園、営業時間の短縮もしくは営業の一部休止を行うことがあります。この場合であっても、当社は、会員に対し、年会費の全部または一部を返還する等、一切の責任を負わないものとします。

第11条（注意事項）

- 1 会員の安全を確保するため、会員の利用が本施設の安全管理上または運営上不適当であると当社が判断したときには、会員証を有していても、本施設を利用することができません。
- 2 前項に定めるほか、各遊戯物・施設等には、会員の安全を確保するため利用制限規程を設けており、また、係員が指示を行っています。会員は、これらの規程および指示に従って利用してください。

第12条（会員資格の更新）

- 1 会員資格の有効期限の前後1ヶ月間（以下「更新手続き期間」といいます。）に会員が所定の手続きを行い、当社が承諾した場合、会員は、初年度より割り引いた年会費を支払うことにより、会員資格を更新することができます。
- 2 個人会員がファミリー会員に会員種別の変更を希望し、またはファミリー会員が登録人数の減少を希望する場合、会員は、更新手続き期間中に、更新手続きと併せて変更を申請するものとします。なお、更新手続き期間中以外には、これらの変更は受け付けません。
- 3 ファミリー会員が登録人数の増加を希望する場合は、更新手続き期間中に限らず、所定の手続きを行い、これを変更することができます。

第13条（会員証の紛失等）

- 1 会員証を紛失したときには、事務局まで速やかに届け出てください。当社は、この届出に基づき、紛失した会員証を無効として取り扱います。また、会員が所定の手続きを行い、かつ、当社の定める再発行手数料1,000円(税別)を支払うことにより、当社は、新たな会員証を会員に交付します。
- 2 前項の届出後、紛失した会員証が発見された場合には、会員は、この会員証を速やかに事務局に返却してください。この場合であっても、前項の再発行手数料は返還しません。
- 3 券面表示を改変し、または著しく汚損している会員証は利用することができません。このため、会員は、会員証を汚損等したときには、事務局まで速やかに持参してください。所定の手続きを行い、かつ、当社の定める再発行手数料1,000円(税別)を支払うことにより、当社は、汚損等した会員証と交換で、新たな会員証を会員に交付します。

第14条（会員の退会）

本会から退会することを希望するときには、事務局まで申し出てください。ただし、会員の退会希望日が会員資格の有効期間中であっても、当社は、会員に対し、理由のいかんを問わず残存日数分の年会費を返還しません。

第15条（会員資格の取消し）

- 1 当社は、会員が次の各号の一に該当したときには、会員資格の有効期間中であっても、なんらの通知・催告なく会員資格を取り消します。この場合、当社が受領した年会費は、一切返還しません。
 - (1) 本会則等に違反したとき、または係員の指示に従わないとき
 - (2) 係員、他のお客さま等に対し暴力行為を行い、または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3) 本施設の運営に支障をきたし、または他のお客さまの迷惑となる言動または行為を行ったとき
 - (4) 本会の秩序を著しく乱す行為を行ったとき
 - (5) 当社が会員資格の付与について不適当であると判断したとき

第16条（会員証の返還）

会員資格の有効期間満了、退会、会員資格の取消しその他の理由により、会員が会員資格を喪失した場合には、会員は、会員証を事務局に速やかに返還するものとします。

第17条（権利譲渡等の禁止）

本会は、会員が第3条の目的を実現するために運営されるものであり、会員が営利目的で会員資格・会員証を利用し、賃貸・転売し、譲渡し、承継しまたは入担保すること等を禁止します。

第18条（反社会的勢力の排除等）

- 1 当社は、反社会的勢力および反社構成員等との取引を拒絶し、および反社構成員等の本施設利用をお断りしております。このため、会員は、本会の会員である期間中、反社構成員等ではないこと、および反社会的勢力の支配・影響を受けないことを表明し、保証したうえで本施設を利用するものとします。
- 2 当社は、会員が反社会的勢力であると判断したときは、会員の資格を取り消します。
- 3 当社は、会員が刺青・タトゥー（シール類を含みます。）をしているときには、当該会員の本施設の利用（入園・プール利用を含みます。）をお断りするとともに、会員の資格を取り消すことができるものとします。

第19条（個人情報の取扱い）

- 1 本会への入会に際して会員が登録した個人情報（以下「個人情報」といいます。）は、西武鉄道の個人情報保護方針（以下「個人情報保護方針」といいます。）に基づき、西武鉄道および当社が利用します。
- 2 本会においては、個人情報保護方針記載の目的に加え、次の目的で個人情報を利用します。
 - （1）継続入会時のご連絡
 - （2）本施設に関するイベント情報・会員限定特典情報のお知らせ

第20条（附則）

- 1 本契約において会員・当社・西武鉄道間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本会則等に定めのない事項、または本会則等の解釈に疑義が生じた場合は、当社が最良と判断した方法で解釈し、解決するものとします。
- 3 本会を健全に運営するため、**当社は、本会則を変更することがあり、本契約にはこれらの変更後の最新の本会則が適用されます。当社は、本会則を変更するときは、会員に対し、変更等の効力発生日の1ヶ月前までに、本会則を変更する旨及び変更後の本会則の内容、効力発生日を本施設内での掲示及びホームページへの掲載等をもってお知らせします。**

改定：2019年12月1日